



埼玉県報

第 3012 号
平成 30 年(2018 年)
6 月 19 日
火曜日

目次

告示

- 草加都市計画事業(仮称)三郷北部地区土地区画整理事業環境影響評価調査計画書の縦覧(環境政策課)
- クリーニング業法第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第 8 条の 3 の規定に基づく業務従事者の講習の指定(生活衛生課)
- 保安林の指定施業要件の変更予定(森づくり課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 熊谷都市計画地区計画の変更に係る図書の縦覧(都市計画課)
- IC 免許証記載内容確認装置の賃貸借に関する落札者等の公示(会計課)
- IC 運転免許証追記端末装置等の賃貸借に関する入札公告(会計課)
- 電子署名生成装置等の賃貸借に関する入札公告(会計課)
- 一般国道 125 号の区域の変更(杉戸県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(熊谷建築安全センター)
- 平成 30 年 6 月 1 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1、3 分の 1 の数等(選挙管理委員会)

告 示

埼玉県告示第六百九十二号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、三郷市から三郷市の区域内において行われる草加都市計画事業（仮称）三郷北部地区土地区画整理事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成三十年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 関係地域が所在する市町村

三郷市、草加市、越谷市、八潮市、吉川市

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県越谷環境管理事務所

三郷市まちづくり事業課

草加市都市計画課

越谷市環境政策課

八潮市都市計画課

吉川市都市計画課

ロ 期間

平成三十年六月十九日（火）から平成三十年七月十九日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

告 示

埼玉県告示第六百九十三号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

平成三十年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 クリーニング師の研修の日程及び会場

イ 平成三十年九月十六日

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目一番一号

越谷市中央市民会館

ロ 平成三十年十月二十一日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 平成三十年十一月十八日

埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一

埼玉県クリーニング会館

三 業務従事者の講習の日程及び会場

イ 平成三十年九月七日

埼玉県熊谷市拾六間百十一番一号

熊谷文化創造館さくらめいと

ロ 平成三十年十月五日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 平成三十年十一月九日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千元

ロ 業務従事者の講習の受講料 四千五百円

告 示

埼玉県告示第六百九十四号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
埼玉県秩父市大滝（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 - (四) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第六百九十五号

測量計画機関である桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（出来形確認測量）

三 作業地域

桶川市西部（上日出谷南特定土地区画整理地内）

四 作業期間

平成三十年六月二十日から平成三十一年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第六百九十六号

平成二十九年埼玉県告示第九号で公示した公共測量は、平成三十年五月二十三日終了した旨測量計画機関である埼玉県から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百九十七号

熊谷市から熊谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百九十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

I C免許証記載内容確認装置の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年5月18日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

33,689,520円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年4月3日

告 示

埼玉県告示第六百九十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

I C 運転免許証追記端末装置等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成31年1月1日（火）から平成35年12月31日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒365-8501 埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許
本部運転免許課免許登録係 電話048-543-2001 内線252

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年8月2日（木）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年8月1日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年8月2日（木）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成30年8月2日（木）午前10時25分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年7月23日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成30年7月5日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of
IC driver's license information updating device.
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m.
August 2, 2018 By mail; 5:00 p.m. August 1, 2018 In person; 10:20
a.m. August 2, 2018
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2245

告 示

埼玉県告示第七百号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

電子署名生成装置等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成31年1月1日（火）から平成35年12月31日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒365-8501 埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許
本部運転免許課免許登録係 電話048-543-2001 内線252

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年8月2日（木）午前10時25分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年8月1日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年8月2日（木）午前10時25分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成30年8月2日（木）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年7月23日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成30年7月5日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of
electronic signature making device etc.
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:25 a.m.
August 2, 2018 By mail; 5:00 p.m. August 1, 2018 In person; 10:25
a.m. August 2, 2018
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2245

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年六月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十五号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市大字高柳字田中一八八〇番一 地先から同市大字高柳字田中一八八 一番一地先まで		区 間
一三・八一ゝ 二三・三三二	一一・三八ゝ 二一・一三	敷地の幅員 (メートル)
八三・一五		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年六月十九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

一 許可番号

平成三十年五月十五日

熊建セ第〇八二九〇〇〇二一号

二 検査済証番号

平成三十年六月十二日

熊建セ第一〇二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字七本木字下ノ堂境二千八十七番一、二千八十七番二、二千八十七番三、二千八十七番四、二千八十九番、二千九十番二、字八幡郷二千九十一番二、二千九十四番一、二千九十五番、二千九十六番、二千九十七番、二千九十八番、二千九十九番一、二千番番、二千百一番一、二千百一番二、二千百五番一、二千百二十番十一の一部、二千百二十一番二の一部、二千百二十一番三、二千百二十一番四、二千百二十一番五、二千百二十一番十一、二千百二十一番十六、二千百二十一番十七、二千百二十一番十八、字三田三千五百二十五番二、字下ノ堂境二千八十九番地先道路、字三田二千九十九番一地先道路、二千百二十一番二地先道路

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司

告示

埼玉県選管告示第二十七号

平成三十年六月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成三十年六月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二二、一九八人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六三、七三二人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六八、三六一人
南第二区 川口市	一四六、六九一人
南第三区 さいたま市西区	二四、七三九人
南第四区 さいたま市北区	四〇、二五四人
南第五区 さいたま市大宮区	三二、四一七人
南第六区 さいたま市見沼区	四四、八五六人
南第七区 さいたま市中央区	二七、六五六人
南第八区 さいたま市桜区	二六、三八二人
南第九区 さいたま市浦和区	四三、九二二人
南第十区 さいたま市南区	五〇、八六一人

南第十一区	さいたま市緑区	三三、三四八人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、三八二人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七五、六九一人
南第十四区	桶川市	二一、二三二人
南第十五区	北本市	一九、二〇四人
南第十六区	鴻巣市	三三、五六五人
南第十七区	志木市	二〇、八三八人
南第十八区	新座市	四五、四七四人
南第十九区	蕨市	一九、九四六人
南第二十区	戸田市	三六、一七八人
南第二十一区	朝霞市	三七、五九九人
南第二十二区	和光市	二二、一八二人
西第一区	所沢市	九六、四六四人
西第二区	入間市	四一、七一九人
西第三区	飯能市	二二、八六一人
西第四区	狭山市	四三、二二六人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四一、七五七人
西第六区	富士見市	三〇、五七二人
西第七区	川越市	九七、二九八人
西第八区	日高市	一五、六九七人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一七、三九四人
西第十区	坂戸市	二七、八七〇人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、五〇一人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、六三五人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二二、三五三人
北第一区	秩父市	一七、九八四人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	一一、六〇四人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三四、〇三二人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五二、七七九人
北第五区	熊谷市	五五、六七六人
東第一区	行田市	二三、一四一人
東第二区	羽生市	一五、三五八人
東第三区	加須市	三一、九四〇人
東第四区	久喜市	四三、四二七人

東第五区	蓮田市	一七、六五九人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、四七六人
東第七区	春日部市	六六、七八一人
東第八区	越谷市	九四、〇一人
東第九区	八潮市	二四、二九一人
東第十区	三郷市	三八、五七一人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、六四四人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、七七六人